

令和6年第1回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和6年2月14日
召 集 場 所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時59分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子 委 員 安 田 友 久
職務のため 会議に参与 した者の職 氏 名	課 長 中 屋 敷 司 学校教育 GL 中 居 勉 学校教育 GSL 向 井 麻美子 社会教育 GL 金 見 靖 子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した 案 件	報告第 1 号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用 職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規 則の制定）について 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和5年度階上町立小学校及び 中学校の区域外（学区外）就学許可）について 報告第 3 号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備 検討委員会委員の委嘱）について 議案第 1 号 令和6年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求める ことについて 議案第 2 号 三八視聴覚教育協議会の廃止について 議案第 3 号 3月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算につ いて 議案第 4 号 3月定例議会に付議する令和6年度教育費当初予算につ いて

丸岡教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について、ご説明いたします。 本案は、階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 内容につきましては、これまで会計年度任用職員の給与の支給日を一律に翌月21日としていたものを、フルタイム会計年度任用職員についてはその月の21日に、パートタイム会計年度任用職員については、任用の区分に応じて、その月の21日又は翌月の21日に改正するものであります。 適用は、令和5年4月1日からとなりますが、任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員については、令和6年1月1日からの適用となります。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代

中居G L	理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を終了いたします。 日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和5年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和5年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について、ご説明いたします。 本案は、町内の小中学校の区域外就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目の別紙に、就学許可を行った対象者の名簿を掲載しております。 令和5年12月1日から令和6年2月2日までの間、10名を許可しております。 3枚目は、参考として、区域外及び学区外就学を許可している小学校及び中学校それぞれの全体数を記した調書を掲載となります。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和5年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を終了いたします。
金見G L	日程第4 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱について、令和5年12月6日付けで専決処分したものであるものについて、報告するものであります。 2枚目に委員の名簿を掲載しております。 委員の人数は10人、委嘱期間は令和6年3月31日までであります。

丸岡教育長	説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。 日程第5 議案第1号 令和6年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは議案第1号 令和6年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて、ご説明いたします。 本案は、令和6年度の階上町教育行政の基本方針を定めるため提案するものです。 内容については、令和6年度の青森県教育委員会、三八教育事務所の指導方針と重点を踏まえ、改正をしたものとなります。 赤字で見え消しとなっております資料をご覧ください。 主な改正点について、ご説明いたします。 2ページをご覧ください。 2 学校教育の指導の方針と重点 (2) 重点 ① 授業の充実のイ 学習指導要領解説総則編において、資質・能力三つの柱として「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養に整理されており、これまで積み重ねてきた一人一人の児童生徒に必要な力を育む学校教育の実践において、各教科等の指導を通して育成してきた資質・能力を再整理し、教育課程の全体として明らかにしたものであることから、『「学びに向かう力・人間性」等の涵養』を追加したものととなります。 また、学習指導要領の表記に合わせ、かぎ（「 」）を追加しました。 3ページをご覧ください。 ④ 体育・健康教育の充実のエ 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育 平成31年3月文部科学省」及び「第3次学校安全の推進に関する計画 令和4年3月25日 文部科学省」において示されている安全教育の目標に準じて、「安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢

	献できる資質・能力の育成」としたものとなります。 ⑤ 生徒指導の充実及びイ 教育基本法、児童福祉法、こども基本法等の共通の目的に合わせて、「豊かな生活を送る」から「健やかに成長する」に変更し、また、改訂された生徒指導提要では、児童生徒に「させる」生徒指導から「支える」生徒指導に転換されていることから、「支える」と変更したものとします。 改訂された生徒指導提要では、「教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識した実践」とあることから、「実践上の視点」及び「学習指導と」を追加しました。 5ページをご覧ください。 3 社会教育行政の方針と重点 (2) 重点 ② 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成 重点目標に持続可能な地域づくりとあることから、「持続可能な」を追加しました。 6ページをご覧ください。 4 スポーツ振興の方針と重点 (2) 重点 ④ 第80回国民スポーツ大会に向けた準備 令和8年度に開催される第80回国民スポーツ大会において、階上町で正式競技として自転車ロードレースが、デモンストレーションスポーツとしてフロアボールが開催されることとなっており、昨年10月に第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会から青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会に移行になりました。 また、令和7年度は、自転車ロードレースのリハーサル大会が開催されることとなっております。 そのため、令和6年度は、令和7年度及び8年度に向けた準備と開催に向けた町民等への機運醸成づくりが必要となりますので、「④ 第80回国民スポーツ大会に向けた準備」に変更し、「青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会との連携により、第80回国民スポーツ大会に向けた準備を進めるとともに、競技力の向上及び大会開催の気運醸成に努める。」としたものとなります。 7ページをご覧ください。 5 文化財保護行政の方針と重点 (2) 重点 ④ 資料収集施設等の整備充実及びア・イ 資料収集施設に、民俗資料収集館のほかに収蔵庫機能を持つ金山沢水
--	---

	郷館を含むこととして「等」を追加しました。 アに、今後、計画的な資料の収集と保管が必要となることから「資料の収集・保管」を追加し、また、青森県教育委員会、三八教育事務所の指導方針と重点に合わせ、「教育的普及・調査研究活動」を「調査研究・教育普及活動」としております。 ① 文化財の保護・保存のイの「防災施設整備設備の充実」を削除し、「ウ 資料収集施設等の収蔵機能及び防災設備の充実」を追加しました。その他、字句の修正等を行っております。 令和6年度階上町教育委員会の方針と重点の主な改正点は以上となります。 続いて、令和6年度階上町教育委員会の主要施策をご説明いたします。後ほどの議案第4号の令和6年度当初予算との説明が重複するところがございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。 それでは、新規となります施策を中心に説明させていただきます。 8ページをご覧ください。 6 学校教育環境DX促進事業（新規） デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、各小中学校に、指導者用PC、デジタル教科書、電子黒板及びタッチペンを整備する。また、校務支援システムの導入により、事務作業を効率化し、児童生徒と向き合う時間を創出することで教育の質の向上を図る。 9ページをご覧ください。 10 石鉢小学校長寿命化改修等工事实施設計委託（新規） 令和5年度に行った石鉢小学校耐力度調査の結果に基づき、長寿命化改修等に向けた校舎・体育館の工事实施設計を行う。 11 中学校部活動地域移行推進計画策定委員会（継続） 国では、令和5年度から7年度までを改革推進期間として、中学校における休日の部活動の段階的な地域移行を進めている。町では、令和6年度に中学校部活動地域移行推進計画策定委員会を設置し、6年度中に「階上町公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定し、地域移行に向けて取り組んでいく。 13 給食費の見直し（新規） 近年の世界情勢の変化やエネルギーコストの高騰により、あらゆる食品が大幅に値上がりしたことで、令和4年度以降、現在の給食費で給食の提供を行うことが困難となっていることから、適正な運用を図るため給食費の見直しを行う。 14 階上町教育振興基本計画の策定（新規） 令和2年度から6年度を計画期間とする第2期階上町教育振興基本計画について、令和7年度から11年度を計画期間とする第3期計画を策定する。
--	--

丸岡教育長	15 社会教育複合施設整備基本構想・基本計画作成（新規） 令和5年度に引き続き、社会教育複合施設整備検討委員会を設置し、社会教育複合施設整備に必要な基本構想及び基本計画を作成する。 10ページをご覧ください。 17 石鉢ふれあい交流館エアコン設置工事（新規） 近年の酷暑に対応するため、トレーニングルーム、会議室、事務室等にエアコンを設置し、利用者の利便性の向上を図る。 18 町体育協会補助金の見直し（新規） 町スポーツ少年団の活動を支援するため、町体育協会から新たに各単位団へ活動費補助金を交付する。 19 青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（継続） 令和5年10月に第80回国民スポーツ大会階上町準備委員会から青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会に移行。令和8年度に本町で行われる国民スポーツ大会自転車競技（ロード・レース）に向けて、競技会場設営設計、先催県（滋賀県）のリハーサル大会視察等を行うとともに、広報啓発事業を実施し大会開催の機運醸成を図る。 20 青の煌めきあおもり国スポ会場整備事業（新規） 令和8年度に本町で開催される国民スポーツ大会自転車競技（ロード・レース）に向け、選手村となる中央体育館、おもてなし会場となる登山口交差点付近の整備を行う。 中央体育館改修工事（トイレ、外壁塗装等） 中央体育館屋内照明LED化工事 登山口植栽移設等工事 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第1号 令和6年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 「異議なし」と認めます。 よって議案第1号 令和6年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて の件は、原案のとおり可決されました。 日程第6 議案第2号 三八視聴覚教育協議会の廃止について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
-------	--

金見G L	それでは議案第2号 三八視聴覚教育協議会の廃止について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ、申し出するため提案するものです。 2枚目にございます提案理由をご覧ください。 令和6年3月31日をもって三八視聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の6の規定により、協議会構成市町村と協議するため、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるためのものとなります。 3枚目の別紙、「解散理由」をご覧ください。 三八視聴覚教育協議会は、視聴覚教材の活用により社会教育と学校教育の振興をはかり、住民の文化水準の向上を目指すにあたり、主要な視聴覚教材である16ミリ映画フィルム及び上映機材等が非常に高額であったことから、共同でその利用をはかることが適当であるとの考えのもと、昭和46年4月に三八地方11市町村(八戸市、五戸町、名川町、南部町、三戸町、田子町、階上町、倉石村、福地村、新郷村、南郷村)で設置されました。以降、視聴覚教材の充実を図りながら運営してきましたが、現在は町村合併により構成市町村が7市町村(八戸市、五戸町、南部町、三戸町、田子町、階上町、新郷村)となっております。 その間、めざましい技術革新により、情報収集や情報提供に関する多様な手段が各家庭や個人にまで普及・浸透し、住民を取り巻く視聴覚教材や機器等の環境は大きく変化しております。また、学校現場においては1人1台端末が配布され、視聴覚教材についてもネットワーク上での活用が急速に進み、ここ数年の利用状況は激減しております。 以上の状況をふまえ、各市町村代表機関の総会において、三八視聴覚教育協議会においては、設置当初の目的が達成され負担金を拠出しながら協議会を維持していく必然性が薄れてきたと意見が一致し、本協議会を廃止することにしましたものです。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第2号 三八視聴覚教育協議会の廃止について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。

中屋敷課長	よって議案第2号 三八視聴覚教育協議会の廃止について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第7 議案第3号 3月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第3号 3月定例議会に付議する令和5年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ、申し出するため提案するものです。 予算書の2ページをお開きください。 10款 教育費の歳出予算額は、既定の予算額から755万3千円を減額し、補正後の額6億4,591万8千円、町予算における構成比は10.5%となっております。 次に、補正の内容となりますが 3ページをお開きください。 歳入となります。 14款1項4目 教育使用料につきましては、各施設の使用実績等に合わせて補正するものとなります。 4、5ページをお開きください。 15款2項5目 教育国庫補助金及び16款2項5目 教育県補助金につきましては、事業費の確定に伴い、補正するものとなります。 6ページをお開きください。 22款1項4目 教育債 町民体育館トイレ改修事業債につきましては、歳出の委託料及び工事請負費の入札執行残を補正することに伴い、歳入の事業債についても相対的に減額となるため、2,700千円を減額補正するものとなります。 歳出となります。 7ページをお開きください。 10款1項3目 学校財産管理費、 8ページをお開きください。 10款1項4目 保健体育総務費、10款1項5目 特別支援教育振興費につきましては、事業費の確定又は見込みにより、補正するものとなります。 10款3項1目 学校管理費につきましては、中学校予算の組み替えを行い、補正するものとなります。 10款4項1目 社会教育総務費につきましては、トラックの修繕が必要となったため、不足分9千円を追加補正するものとなります。
-------	---

	10 款 4 項 4 目 公民館費につきましては、執行残による補正、 10 款 4 項 5 目 石鉢ふれあい交流館費につきましては、執行残による補正に加え、水道料 37 千円及び下水道料 22 千円、調理室の排水を下水道に接続するための排水改修工事 341 千円、故障しております給湯室の小型温水器の入替えのための小型温水器入替工事 242 千円を追加補正するものとなります。 9 ページをお開きください。 10 款 5 項の各費目につきましては、執行残により補正するものが主なものとなりますが、 10 款 5 項 2 目 給食センター費につきましては、劣化が著しい「箸」1,500 組 372 千円、給食配送時に不足している「9 割の米飯用食缶」9 個 400 千円、故障している給食センター事務室の「電話機」39 千円を追加補正するものとなります。 10 款 5 項 3 目 体育館費につきましては、体育施設の開放する見込みに伴う開放指導員の人件費 54 千円を追加補正するものとなります。 10 款 5 項 4 目 町民プール管理費につきましては、学校薬剤師会から指摘を受けておりますプール浴槽壁面の剥がれに対する修繕料として 198 千円を追加補正するものとなります。 説明は以上です。
丸岡教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第 3 号 3 月定例議会に付議する令和 5 年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第 3 号 3 月定例議会に付議する令和 5 年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第 8 議案第 4 号 3 月定例議会に付議する令和 6 年度教育費当初予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第 4 号 3 月定例議会に付議する令和 6 年度教育費当初予算について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、町長より意見を求められ、申し出するため提案するものです。

	当初予算書の 2 ページをお開きください。 令和 6 年度の教育費予算は、822,699 千円で、前年度より 182,080 千円の増額となっており、全体に占める割合は 14.0%となっています。 予算増の主な要因としては、石鉢小学校長寿命化改修等工事实施設計委託料、学校教育環境DX促進事業、石鉢ふれあい交流館エアコン設置工事、中央体育館改修工事、などを計上したことによるものです。 歳入の主なものについてご説明いたします。 4 ページをお開きください。 15 款 2 項 5 目 教育費国庫補助金のうち、デジタル田園都市国家構想推進交付金 32,847 千円は、町内の小中学校に導入する「校務用支援システム」使用料、「校務用PC」借上料、デジタル化された「教師用指導図書」、電子黒板、タッチペンの購入費など、学校教育環境におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を促進するための事業に対する交付金となります 5 ページをお開きください。 16 款 2 項 6 目 教育費県補助金の国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等対応補助金 3,273 千円は、令和 8 年度に開催される第 80 回国民スポーツ大会に向けた会場設計委託料に対する補助金となります。 9 ページをお開きください。 22 款 1 項 6 目 教育債の中央体育館改修事業債は、令和 8 年度に開催される第 80 回国民スポーツ大会において選手村となります中央体育館の改修工事に充てられるものとなります。 中央体育館屋内照明改修事業債は、中央体育館アリーナの水銀灯をLED照明灯に改修する工事に充てられるものとなります。 石鉢ふれあい交流館空調設備整備事業債は、近年の酷暑に対応するため、石鉢ふれあい交流館にエアコンを設置するための工事に充てられるものとなります。 続いて歳出ですが、歳出は令和 6 年度当初予算主要施策説明書の抜粋により、赤字で記されております新規事業について、説明させていただきます。 52 ページをご覧ください。 東北六県市町村教育委員教育長研修会310千円は、教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、東北六県市町村教育委員教育長研修会に合わせて、教育長及び教育委員の視察研修を行うこととしております。 石鉢小学校長寿命化改修等工事实施設計委託料 64,381 千円は、階上町学校施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化対策を目的として、令和 5 年度に耐力度調査を実施し、調査結果を基にした校舎北棟及び南棟トイレの改修と既存体育館の撤去及び新築工事に係る実施設計を作成するものとなります。
--	---

丸岡教育長	53 ページをご覧ください。 校務用 P C ・校務支援システム導入に係る経費 40, 138 千円、電子黒板 10, 478 千円、 54 ページ タッチペン 3, 080 千円、 56 ページ 教師用指導図書 15, 577 千円、につきましては、先ほど歳入でも説明いたしました「学校教育環境 D X 促進事業」としてデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、学校のデジタル化を促進するための事業となります。 54 ページに戻りまして、 貸出用ルータ 102 千円は、Wi-Fi 環境が家庭に整備されていない児童生徒に貸し出しするためのものとなります。 部活動地域移行事業費 1, 132 千円は、中学校の部活動地域移行のため検討委員会を開催し計画を策定するための委員報償金、また、令和 6 年度は階上中学校体操部に会計年度任用職員を 2 人雇用し部活動地域移行を推進することとしております。 56 ページをご覧ください。 社会教育複合施設整備基本構想・基本計画作成委託料 7, 920 千円は、図書館と民俗資料収集館の機能をもつ複合施設整備に必要な基本構想及び基本計画を作成するためのものとなります。 57 ページをご覧ください。 石鉢ふれあい交流館エアコン設置工事 33, 594 千円は、夏季の猛暑対策及び熱中症予防のため、事務室、会議室、サークル活動室、トレーニングルームにエアコンを設置するものとなります。 58 ページをご覧ください。 中央体育館改修工事 78, 070 千円は、第 80 回国民スポーツ大会の選手村となる中央体育館の長寿命化を図るため、トイレ及び外壁塗装等の改修工事を行うものです。 中央体育館屋内照明 L E D 化工事 6, 490 千円は、第 80 回国民スポーツ大会の選手村となる中央体育館の長寿命化を図るため、アリーナ内の水銀灯を C O 2 排出の少ない L E D 照明に交換するものです。 登山口植栽移設等工事 1, 361 千円は、第 80 回国民スポーツ大会ロードレース競技のメイン会場となる登山口に会場設営をするにあたり、現在花壇にあるつつじを移植し整地するものとなります。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり)
-------	---

	「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第４号　３月定例議会に付議する令和６年度教育費当初予算について　の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 「異議なし」と認めます。 よって議案第４号　３月定例議会に付議する令和６年度教育費当初予算について　の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和６年第１回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻　午後６時５８分
--	---